

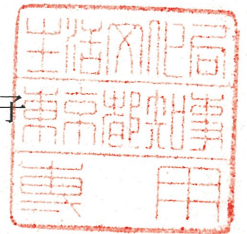
東京都

28生私行第2979号
東京都私立学校審議会

私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項（同法第64条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

平成28年12月19日

東京都知事 小池 百合子



記

- 1 言問幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（墨田区）
- 2 ドルトン東京学園中等部の設置認可（設置計画承認）について（調布市）

平成28年度第8回東京都私立学校審議会（第759回）議案

【既諮問】

〔専修各種関係〕

学校設置

- 議案第1号 東京ブレーメン動物専門学校を設置認可について（北区）
議案第2号 東京明生日本語学院を設置認可について（墨田区）

【今回諮問】

〔幼稚園関係〕

園則変更

- 議案第3号 言問幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（墨田区）

（継続審議）

〔小中高校関係〕

学校設置

- 議案第4号 ドルトン東京学園中等部の設置認可（設置計画承認）について（調布市）

【その他】

東京都私立学校審議会傍聴規程の制定について

議案第 1 号

東京ブレイメン動物専門学校設置要項

1 学校の目的	本校は、教育基本法及び学校教育法に従い文化教養専門課程を設置し、トリマー、動物看護師等ペットビジネスに関する職業若しくは實際生活に必要な能力の育成及び教養の向上を図り、以って社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。																
2 学校の名称	東京ブレイメン動物専門学校																
3 課程(分野)の名称	文化教養専門課程(文化・教養関係)																
4 位置	北区滝野川七丁目39番14号																
5 開設の時期	平成29年4月1日(予定)																
6 経費の見積り及び維持方法	この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。																
7 設置者名	学校法人 野上学園(理事長 野上 耕一)																
8 校長名	野上 耕一																
9 課程・学科別 修業年限及び 生徒定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>昼夜通信</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化教養専門課程 (文化・教養関係)</td> <td>ペットビジネス学科</td> <td>昼</td> <td>2年</td> <td>40名</td> <td>80名</td> </tr> </tbody> </table>					課程名	学科名	昼夜通信	修業年限	入学定員	総定員	文化教養専門課程 (文化・教養関係)	ペットビジネス学科	昼	2年	40名	80名
課程名	学科名	昼夜通信	修業年限	入学定員	総定員												
文化教養専門課程 (文化・教養関係)	ペットビジネス学科	昼	2年	40名	80名												
10 主要教科名	(一般科目) 経営学、ボランティア学 (専門科目) グルーミング学、動物看護学、動物行動学等																
11 教職員組織	校長(専任)1名 教員(専任)3名 事務職員(専任)1名 学校医(兼任)1名 合計6名																
12 校地	総面積 152.44㎡ (内訳) 校舎敷地 102.66㎡ その他 49.78㎡		自己所有面積 152.44㎡ 所有者 徳島県徳島市佐古一番町5番4号 学校法人 野上学園 理事長 野上 耕一 借用面積 0㎡														
13 校舎	総面積 458.79㎡ (構造) 鉄筋コンクリート造地下1階付き4階建 (内訳) 普通教室 2室 122.02㎡ 図書室 1室 6.84㎡ 実習室 1室 69.69㎡ 医務室 1室 4.44㎡ 教員室 1室 15.19㎡ 事務室 1室 6.06㎡ 実習室兼動物待機室 55.57㎡ 便所5箇所 29.12㎡(大8箇所・小2箇所) その他 149.86㎡		自己所有面積 458.79㎡ 所有者 徳島県徳島市佐古一番町5番4号 学校法人 野上学園 理事長 野上 耕一 借用面積 0㎡														
14 校具・教具等	校具 122点・教具 51点・図書 481冊・その他備品 14点																
15 予算概要	初年度(平成29年度) 収入 241,300千円 支出 241,300千円 次年度(平成30年度) 収入 287,987千円 支出 287,987千円																
16 付近の状況	JR 埼京線「板橋駅」徒歩8分。交通の便も良く、住居・公園等に囲まれ、教育に適した閑静な環境である。																
備考	1 学校法人野上学園 平成19年9月20日 設立認可(徳島県) 2 法人が設置する学校 ブレイメン愛犬クリエイティブ専門学校 平成20年1月16日 設置認可(徳島県) 神戸ブレイメン動物専門学校 平成24年3月27日 設置認可(兵庫県)																

東京明生日本語学院設置要項

1 学校の目的	本校は、現代国際社会における日本語教育の重要性を鑑み、広く世界の青年に日本語を習得させるとともに、日本文化についての理解を深め、国際協調、国際理解の精神に則り、国際社会の発展に貢献できる人材育成を目的とする。																																		
2 学校の名称	東京明生日本語学院 (各種学校)																																		
3 位 置	墨田区緑一丁目2番10号	電話	03 (6659) 4499																																
4 開設の時期	平成29年4月1日 (予定)																																		
5 経費の見積り及び維持方法	この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。																																		
6 設置者名	学校法人 朝日学園 (理事長 湯澤 大介)																																		
7 校長名	荒川 友幸																																		
8 学科別修業年限及び生徒定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学 科 名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1部</td> <td>進学2年コース</td> <td>2年</td> <td>20名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>進学1年6月コース</td> <td>1年6か月</td> <td>40名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>60名</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2部</td> <td>進学1年6月コース</td> <td>1年6か月</td> <td>40名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td></td> <td>40名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>100名</td> <td>100名</td> </tr> </tbody> </table>				学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員	第1部	進学2年コース	2年	20名	20名	進学1年6月コース	1年6か月	40名	40名	小計		60名	60名	第2部	進学1年6月コース	1年6か月	40名	40名	小計		40名	40名	合計			100名	100名
	学 科 名	修業年限	入学定員	総 定 員																															
第1部	進学2年コース	2年	20名	20名																															
	進学1年6月コース	1年6か月	40名	40名																															
	小計		60名	60名																															
第2部	進学1年6月コース	1年6か月	40名	40名																															
	小計		40名	40名																															
合計			100名	100名																															
9 主要教科名	(一般科目) 日本留学試験対策、入試面接対策 (専門科目) 初級日本語、聴解、読解、文法、読解・文字語彙、作文																																		
10 教職員組織	<table border="0"> <tr> <td>校長 (専任) 1名</td> <td>教員 (専任) 3名</td> <td>事務職員 (専任) 2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>教員 (兼任) 2名</td> <td>事務職員 (兼任) 1名</td> <td>合計9名</td> </tr> </table>			校長 (専任) 1名	教員 (専任) 3名	事務職員 (専任) 2名			教員 (兼任) 2名	事務職員 (兼任) 1名	合計9名																								
校長 (専任) 1名	教員 (専任) 3名	事務職員 (専任) 2名																																	
	教員 (兼任) 2名	事務職員 (兼任) 1名	合計9名																																
11 校 地	総面積 138.10㎡ (内訳) 校舎敷地 106.30㎡ その他 31.80㎡	自己所有面積 138.10㎡	所有者 千葉県松戸市新松戸四丁目2番1号 学校法人朝日学園 理事長 湯澤 大介																																
12 校 舎	総面積 599.86㎡ (構造) 鉄骨造陸屋根6階建 (内訳) 普通教室3室 123.46㎡ 図書室1室 10.29㎡ 保健室1室 5.67㎡ 教員室1室 19.41㎡ 事務室1室 11.85㎡ 便所6箇所 26.73㎡ (大8箇所・小6箇所) その他 402.45㎡	自己所有面積 599.86㎡	所有者 千葉県松戸市新松戸四丁目2番1号 学校法人朝日学園 理事長 湯澤 大介																																
13 校具・教具等	校具 200点・教具 5点・図書 613冊																																		
14 予算概要	初年度 (29年度) 収入 106,010千円 支出 106,010千円 次年度 (30年度) 収入 114,807千円 支出 114,807千円																																		
15 付近の状況	JR総武線「両国駅」から徒歩10分と通学に便利な場所に位置し、環境は教育機関の立地条件を充分満たす地域である。																																		
備 考	1 学校法人朝日学園 昭和55年3月19日 設立認可 (千葉県) 2 法人が設置する学校 (1) 明生情報ビジネス専門学校 昭和60年3月30日 設置認可 (千葉県)																																		

言問幼稚園の収容定員に係る園則変更要項

1 学校の名称	言問幼稚園																																
2 位 置	墨田区向島5丁目4番4号																																
3 変更の時期	平成29年4月1日(予定)																																
4 変更の理由	地域の需要に応えるため、収容定員を変更する。																																
5 設置者名	宗教学法人 長命寺 代表役員 小林 昭寛																																
6 園 長 名	小林 昭寛																																
7 収容定員及び学級編制等	[変更後] (定員) 175名 (学級数) 6学級 (保育年限) 1年、2年 及び3年	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員数</th> <th>学級数</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳 児</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>4 歳 児</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>5 歳 児</td> <td>1</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>80</td> <td>6</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	変 更 前		変 更 後		学級数	定員数	学級数	定員数	3 歳 児	1	20	2	58	4 歳 児	1	30	2	58	5 歳 児	1	30	2	59	計	3	80	6	175		
区 分	変 更 前			変 更 後																													
	学級数	定員数	学級数	定員数																													
3 歳 児	1	20	2	58																													
4 歳 児	1	30	2	58																													
5 歳 児	1	30	2	59																													
計	3	80	6	175																													
8 園 地	変 更 前		変 更 後																														
基 準 運動場 560㎡	総 面 積 1,224.14㎡ (内訳) 園舎敷地 382.77㎡ 運 動 場 569.70㎡ そ の 他 271.67㎡	同 左																															
9 園 舎	変 更 前		変 更 後																														
基 準 総面積 620㎡	総 面 積 980.07㎡ (内訳) 保育室 6室 338.74㎡ 遊戯室 118.14㎡ 職員室(保健室兼) 36.00㎡ 便 所 63.69㎡ そ の 他 423.50㎡	同 左																															
10 教職員組織	変 更 前		変 更 後																														
基 準 教諭数 6名	園 長 (専任) 1名 教 諭 (専任) 11名 講 師 (兼任) 1名 事務職員(専任) 1名 事務職員(兼任) 1名 その他職員(兼任) 1名 園 医 (兼任) 1名 園 歯 科 医 (兼任) 1名 園 薬 剤 師 (兼任) 1名 合計 19名	同 左																															
11 備 考	幼稚園設置認可年月日 昭和24年9月1日																																

議案第 4 号

ドルトン東京学園中等部設置要項（設置計画承認）

1 学校の目的	本校は教育基本法及び学校教育法に基づく併設型中高一貫校として、小学校における教育の基礎の上に、中等普通教育を施すことを目的とする。																						
2 学校の名称	ドルトン東京学園中等部																						
3 位 置	調布市入間町二丁目28番20号																						
4 開設の時期	平成31年4月1日（予定）																						
5 経費の見積及び維持方法	この法人の設置する学校の運営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。																						
6 設置者名	学校法人東京学園高等学校（理事長 河合 弘登）																						
7 校長名	河合 弘登（予定）																						
8 収容定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1年生</th> <th>2年生</th> <th>3年生</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31年度</td> <td>120</td> <td></td> <td></td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>32年度</td> <td>120</td> <td>120</td> <td></td> <td>240名</td> </tr> <tr> <td>33年度</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>360名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">総定員 360名</p>			年度	1年生	2年生	3年生	合計	31年度	120			120名	32年度	120	120		240名	33年度	120	120	120	360名
年度	1年生	2年生	3年生	合計																			
31年度	120			120名																			
32年度	120	120		240名																			
33年度	120	120	120	360名																			
9 校 地	総面積 29,990.38 m ² (内訳) 校舎敷地 4,465.41 m ² 運動場 7,500.00 m ² その他 18,024.97 m ²	自己所有面積 29,990.38 m ² 調布市入間町二丁目28番20号 学校法人東京学園高等学校 理事長 河合 弘登																					
基準(運動場) 4,800 m ²																							
10 校 舎	総面積 10,136.21 m ² 専用 664.39 m ² 兼用 9,471.82 m ² (内訳) 普通教室 12室 664.39 m ² 特別教室 8室 609.42 m ² 図書室 2室 210.34 m ² 保健室 1室 39.74 m ² 教員室 1室 179.51 m ² 事務室 1室 79.90 m ² 小講堂 2室 513.94 m ² 体育館 1棟 1,296.42 m ² 便 所 21箇所 (便器数大 78個、小 35個) その他 6,542.55 m ² (会議室、食堂、倉庫、廊下等)	自己所有面積 10,136.21 m ² 調布市入間町二丁目28番20号 学校法人東京学園高等学校 理事長 河合 弘登																					
基準 2,520 m ²	(構造) 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 3階																						
11 教職員組織	校長（専任） 1名 教諭（専任） 31名 養護教諭（専任） 1名 学校医（兼任） 1名 学校薬剤師（兼任） 1名	教頭（専任） 1名 講師（兼任） 5名 事務職員（専任） 9名 学校歯科医（兼任） 1名 合 計 51名																					
基準 教員 13名																							

12 校具及び 教具等	校具 1,227点、備品 657点、教具 502点、図書 13,382点	
13 予算概要	初年度(平成31年度) 収入 268,323千円 支出 268,323千円	次年度(平成32年度) 収入 891,163千円 支出 891,163千円
14 付近の状況	この地域は、緑が多く「調布の森」として指定された文教地域であり、周辺は閑静な住宅街として教育環境にも適している。また、交通の便にも恵まれ、小田急線成城学園前駅からバスで約10分または京王線仙川駅から徒歩で約15分のところに位置している。	
備考	1 学校法人東京学園高等学校 2 法人が設置する学校 東京学園高等学校	昭和26年 3月10日 設立認可 昭和23年 3月10日 設置認可

(案)

東京都私立学校審議会傍聴規程

平成28年 月 日 第 回私立学校審議会議決 (制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第17条の規程に基づき東京都私立学校審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申し込み等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、生活文化局私学部（以下、「事務局」という。）に傍聴の申し込みをしなければならない。

2 傍聴の申し込みは先着順に受付する。

3 会長は、会議の会場（以下「会場」という。）の事情により傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴券等の交付)

第3条 傍聴券（別記第1号様式）は、会議当日受付で、傍聴受付表に所要事項を記入することにより、1人1枚を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認めるものは、会議当日受付で、報道関係者受付表に所要事項を記入することにより、傍聴証（別記第2号様式）の交付を受けて傍聴することができる。

(入 場)

第4条 傍聴券又は傍聴証の交付を受けて会議を傍聴しようとする者は、入場の際、事務局の職員の指示に従い、所定の席に着かなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

一 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

二 拡声器、無線機の類を携帯している者

三 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

四 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者

五 録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により会長の承認を受けた者を除く。

六 酒気を帯びている者

七 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(撮影、録音等の許可)

第6条 傍聴人は、傍聴席において録音、録画又は撮影をしようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の2により、会長に認められるものは除く。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

二 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

三 飲食、喫煙又は談笑しないこと。

四 その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第8条 会長は、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定に違反する者があるときは、その者に対し退場を命ずることができる。

(退 場)

第9条 傍聴人は、退場を命ぜられたとき、又は会議が非公開となったとき、若しくは会議が終了したときは、直ちに退場しなければならない。

2 会長は、前項の規定に違反する傍聴人があるときは、会長の命を受けた事務局の職員をして当該傍聴人を退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの外、傍聴に関し必要な事項は、そのつど東京都私立学校審議会に諮って決定する

別 記

第1号様式（第3条関係）

表面

NO. _____

（傍聴人用）

傍聴券

第 回私立学校審議会
平成 年 月 日限り有効

東京都私立学校審議会

裏面

傍聴される方へ

- 1 東京都私立学校審議会傍聴規程を守り、事務局の職員の指示に従ってください。
- 2 会場では、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - (3) 飲食、喫煙又は談笑しないこと。
 - (4) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがある。
- 4 会場で写真撮影や録音等を使用するときは、許可が必要ですので、あらかじめ事務局の職員に申し出てください。

第2号様式（第3条関係）

表面

NO. _____

（報道関係者用）

傍聴証

第 回私立学校審議会
平成 年 月 日限り有効

東京都私立学校審議会

裏面

傍聴される方へ

- 1 東京都私立学校審議会傍聴規程を守り、事務局の職員の指示に従ってください。
- 2 会場では、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - (3) 飲食、喫煙又は談笑しないこと。
 - (4) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 3 携帯禁止物品の所持について質問を受けた場合に、これに応じないときは、入場を禁止することがある。